

平成 21 年度東京都の施策
及び予算に関する要望書

平成 20 年 7 月現在

特 別 区 長 会

平成20年7月

東京都知事
石原慎太郎 殿

特別区長会会長
多田正見

平成21年度都の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営につきましては、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、特別区は首都東京を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、特別区の住民にとって緊急の課題である、安全・安心まちづくり、福祉、都市基盤、環境などの施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、都における平成21年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

< 要望事項 >

	頁
1 治安対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 特別区都市計画交付金の拡充・・・・・・・・	2
3 ホームレス自立支援策の充実・・・・・・・・	3
4 高齢者福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5 交通システム等の整備促進・・・・・・・・	6
6 都市計画道路の整備促進・・・・・・・・	7
7 放置自転車等対策の推進・・・・・・・・	8
8 震災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9 水害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	10
10 緑化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	11
11 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	12

1 治安対策の強化

都内における犯罪認知件数は、平成 15 年以降減少に転じ、治安対策は一定の成果をあげてきたといえる。

しかしながら、昨年 11 月の都民生活に関する世論調査では、4 年連続で「治安対策」が都政への要望の第 1 位となっており、住民の不安を払拭するには至っていない。

このため、今後とも特別区や地域住民との連携のもと、多角的な治安回復への取り組みを強力に進めていくこと。

また、防犯設備の整備や維持管理、防犯パトロール等、特別区が取り組む安全・安心まちづくり施策への財政支援を拡充すること。

2 特別区都市計画交付金の拡充

特別区都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域では都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源を確保する観点から設けられているものである。

平成 19 年度には都市計画公園整備事業における面積要件が 1ha 以上となり、また、平成 20 年度では、交付金総額が 185 億円まで引き上げられたものの、なお十分な改善が図られたとはいえない。

については、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、特別区が行う都市計画事業の財源として、積極的に活用できるよう、次の改善を図ること。

- (1) 都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分とすること。
- (2) 交付対象事業や面積要件など限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。
- (3) 現在、同交付金に適用されている交付率の上限の撤廃や、実績と乖離して算定されている工事単価を引き上げるなど、適切な改善を図ること。

3 ホームレス自立支援策の充実

ホームレス自立支援策については、東京都と特別区が共同して事業を実施しているところであるが、就労、福祉、医療、住宅等多岐にわたる課題の解決や、都市部への集中化に対応するため広域的な取組みが必要である。

については、次の事項について改善を図るとともに、国に対し、総合的な対策を講じるよう働きかけを行うこと。

(1) ホームレスの就労対策の更なる充実

ホームレスの社会復帰を促進するため、ホームレス個々の需要に見合った実効性のある就労対策について更なる充実を図ること。

(2) 路上生活者対策事業に係る施設の用地確保及び住宅対策の強化

① 路上生活者対策事業に係る施設の用地確保

東京都と特別区が共同して実施している路上生活者対策事業に係る施設の整備を促進するため、さらに施設用地に公有地等を提供すること。

② 住宅対策の強化

自立支援センター退所者及びホームレス地域生活移行支援事業終了者等に対する都営住宅の提供戸数を拡大するなど、さらに住宅対策の強化を図ること。

(3) 居住地がない者等に係る生活保護費の都費負担期間の延長等

居住地がないかまたは明らかでない者に係る生活保護費は生活保護法により東京都負担とされている。

しかし、昭和 40 年の民生局長通知により、簡易旅館（特に山谷に多い）等において保護を開始した者については、3 か月以上経過した時点で居住地とみなされ、特別区の負担に切替えられることから、長引く景気低迷の影響や高齢化等で就労できず、簡易旅館等において長期にわたり生活保護を受給し続けるケースの増加で特別区の財政が圧迫されている。

このため、実態を踏まえた見直しを行い、東京都が生活保護費を負担する期間を相当期間延長すること。

さらに、介護保険被保険者が多い居住地不定者への介護サービス給付に係る財政措置を講じること。

4 高齢者福祉の充実

第4期「東京都高齢者保健福祉計画」の策定及び同計画に基づく取組の推進に当たっては、次の方策を講じること。

- (1) 高齢者が、それぞれの個性に応じて地域で暮らしているよう、認知症高齢者グループホーム、ケアハウス等、中間型施設の整備に対する補助制度の更なる充実を図ること。
- (2) 高齢者施設の用地費及び整備費補助について、地域の事情に応じたきめ細かな都独自の補助制度を充実すること。

5 交通システム等の整備促進

運輸政策審議会において答申された路線の実現をはじめ、東京圏における交通網の整備を促進し、利便性の向上を図るため、次の方策を講じること。

(1) 整備予定路線の早期実現等

整備着手予定路線で、現在、未着手となっている以下の路線の事業化を一層促進すること。

- ① 東京 8 号線の延伸(豊洲～東陽町～住吉～押上～四ツ木～亀有～野田市)
- ② 東京 11 号線の延伸(押上～四ツ木～松戸市)
- ③ 京浜急行空港線と東京急行多摩川線を短絡する路線の新設(京急蒲田～蒲田)

(2) 区部周辺部環状公共交通新設計画の具体化

同答申で検討すべき路線となっている「区部周辺部環状公共交通(仮称)」の新設については、環状都市軸の形成による東京圏の適正な都市構造の再編に資するため、整備・運営主体の確立、建設資金の確保等により、早期に整備計画を具体化すること。

6 都市計画道路の整備促進

重要な都市基盤である都市計画道路の整備を促進し、都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活動あるまちづくりを推進するため、平成16年3月に策定した、「区部における都市計画道路の整備方針」及び「踏切対策基本方針」に基づき、次の方策を講じること。

(1) 都施行都市計画道路の整備推進

都が施行する環状線、放射線、補助線等の都市計画道路を早期に完成させること。

(2) 連続立体交差事業の促進

都が施行する路線の早期完成を図るとともに、事業化へ向けた計画路線等についても一層の進捗を図ること。

また、区が施行する場合についての役割分担等のルールを区との協議により定めること。

7 放置自転車等対策の推進

駅周辺を中心とする放置自転車は、歩行者の通行を阻害し、都市景観を損なうなど様々な弊害をもたらしている。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の趣旨を踏まえ、次の方策を講じること。

(1) 自転車等駐車場の整備促進

- ① 東京都が管理する道路内における自転車等駐車場の設置を、さらに進めること。
- ② 都営交通事業者として、鉄道用地の無償提供など、より一層の協力をすること。

(2) 自動二輪車等駐車対策の推進

自動二輪車や原動機付自転車等の放置に対して、道路交通法に基づく取り締まりを強化すること。

(3) 区の放置自転車対策事業への積極的な協力

東京都が管理する道路内及び地下鉄等都営交通機関の駅周辺などにおける駐車中の自転車の整理、放置自転車等の撤去を特別区と協力して積極的に行うこと。

8 震災対策の推進

切迫性が指摘されている首都直下型地震等に備え、広域的な立場から、次の方策を講じること。

- (1) 首都直下地震の被害想定として推計される 400 万人を超える帰宅困難者への対応として、避難・休息施設を確保する等、対策をより一層強化すること。

- (2) 高層化する都市の集合住宅は、被災者の救援が困難であり、ライフラインの確保等が急務となる。そのため、エレベーターの閉じ込め対策やライフラインの確保、高層住宅への防災対策をより一層推進すること。

9 水害対策の推進

近年その頻度が高まっている都市型水害や高潮、洪水、震災による大規模水害等に対応するため、広域的な立場から、次の方策を講じること。

- (1) 市街地での浸水被害を防ぎ、治水安全度の向上を図るため、下水道施設の処理能力の増強等を、より一層推進すること。
- (2) 都が策定した「新・雨水整備クイックプラン」による雨水対策事業を、早期に実現すること。
- (3) 河川の氾濫を防止するため、護岸改修等の治水対策をより一層推進すること。
- (4) スーパー堤防の整備を、早期に実現すること。
- (5) 高潮による浸水想定区域図を作成すること。

10 緑化対策の推進

東京都では、保存樹林の固定資産税、都市計画税の減免措置を講じているが、樹林地の開放を条件とするなど、減免要件は厳しいものになっている。

また、生産緑地等の買い取りに係る区の財政負担は大きく、民間に転売されている状況がある。

土地所有者の負担を軽減し、特別区における樹林地及び生産緑地を保全するため、次の措置を講じること。

- (1) 「東京都特定保存樹林地に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱」に定める減免対象資産の要件を緩和すること。
- (2) 樹木の維持経費に相当する税の優遇措置を講じること。
- (3) 生産緑地地区の保存及び活用のため、特別区の買取りに対する財政支援を講じること。

11 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進

地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に対する取り組みを強化するため、都において総合的な対策を推進すること。

また、各区が地球温暖化対策推進法に基づく地域推進計画を円滑に策定して対策に取り組めるよう、関係機関が持つ各種データ類や、新技術等の情報提供が行われる制度の整備について国に対して働きかけを行うこと。

＜要望事項別一覧＞

	要 望 事 項	要望先局
1	治安対策の強化	青少年・治安対策本部 警視庁
2	特別区都市計画交付金の拡充	総務局
3	ホームレス自立支援策の充実	都市整備局 福祉保健局 産業労働局
4	高齢者福祉の充実	福祉保健局
5	交通システム等の整備促進	都市整備局
6	都市計画道路の整備促進	都市整備局 建設局
7	放置自転車等対策の推進	青少年・治安対策本部 建設局 交通局 警視庁
8	震災対策の推進	総務局
9	水害対策の推進	総務局 都市整備局 建設局 港湾局 下水道局
10	緑化対策の推進	主税局 都市整備局
11	地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	環境局

＜要望先局別一覧＞

要望先局	要 望 事 項
青少年・治安対策本部	治安対策の強化 放置自転車等対策の推進
総務局	特別区都市計画交付金の拡充 震災対策の推進 水害対策の推進
主税局	緑化対策の推進
都市整備局	ホームレス自立支援策の充実 交通システム等の整備促進 都市計画道路の整備促進 水害対策の推進 緑化対策の推進
環境局	地球温暖化防止、ヒートアイランド 対策の推進
福祉保健局	ホームレス自立支援策の充実 高齢者福祉の充実
産業労働局	ホームレス自立支援策の充実
建設局	都市計画道路の整備促進 放置自転車等対策の推進 水害対策の推進
港湾局	水害対策の推進
交通局	放置自転車等対策の推進
下水道局	水害対策の推進
警視庁	治安対策の強化 放置自転車等対策の推進